

(国際経済・外交に関する調査会)

国際経済・外交に関する調査報告(中間報告) 要旨

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成二十八年九月二十六日に設置され、三年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定した。

二年目においては、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、参考人から意見を聴取し質疑を行ったほか、海外派遣議員からの報告聴取及び意見交換、委員間の意見交換並びに横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばの視察を行うなど調査を進め、提言を含む調査報告書(中間報告)を取りまとめ、六月六日、議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、「グローバル・コモンズ」における平和と自由の確保

自由で安全な海洋の実現のため、地域各国と航行の自由、法の支配の重要性について認識の共有を図るとともに、海洋環境保全分野などから中国との協力を進めるほか、各国の海上保安機関に対する能力向上

支援を継続し、人材育成に関する国際機関の設立を検討すべきである。また、宇宙空間のガバナンスについて、広範な宇宙利用に関するルール作りの枠組みを構築して協力の実績を重ねることにより、その必要性についてロシア、中国などの理解が得られるようにすべきである。さらに、サイバーセキュリティについて、規範作りも念頭に攻撃の監視・分析等に関する国際協力の推進などに取り組みべきである。

## 二、アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散

北朝鮮の対話による核・ミサイル問題解決に向けた動きを地域の軍事的緊張緩和につながるため、関係国と連携しながら、その解決に向け外交努力を行うべきである。また、北朝鮮の核兵器廃棄に関する実効性ある検証の実現に向けてイニシアティブを発揮するとともに、NPTプロセスにおいて、引き続き核兵器国と非核兵器国との橋渡しに向けた外交努力を行うべきである。さらに、核兵器禁止条約について、その意義や影響などを検討する委員会設置の検討も含め、国会等において議論を深めていくべきである。

## 三、東京オリンピック・パラリンピックも見据えたテロ対策

アジア諸国に対しテロ対策支援を継続し、関係機関の職員派遣を含む人的協力をより積極的に行うことを検討するとともに、テロの背景にある憎悪を払拭するため、平和的なテロ対策を推進すべきである。そ

のため、諸外国の関係機関と情報共有などの連携を強化するとともに、人権への十分な配慮を前提に、顔認証、行動認証等のIT技術を強化し、適切に使用することによりテロの予防に取り組むべきである。

#### 四、環境問題、防災などを通じた地域協力

気候変動問題への対応について、国民の意識改革を促すとともに、温室効果ガスの更なる削減に不可欠な技術とライフスタイルの変革を融合させるイノベーション実現を容易にする取組を強化し、そのノウハウの開発途上国等への普及と適応策の支援を行うべきである。また、防災協力について、アジア防災センターなど多様な主体と連携して人材育成支援などを引き続き強化するとともに、日本の知見、経験をいかした防災の主流化をより効果的に進める工夫を行うべきである。さらに、越境海洋ごみ問題への対応について、国の更なる関与と国際協力が不可欠であり、各国NGOなどの取組を支援するため、我が国はより積極的な役割を担うべきである。

#### 五、ロシア、インドに対する外交の在り方

対ロシア外交について、米ロ関係の動向も視野に入れつつ、その改善を後押しする外交を進めるとともに、安全保障面でのロシア側の懸念も踏まえた適切な協力を行う中で、日ロ関係の進展を図っていくべき

である。また、対インド外交について、自由で開かれたインド太平洋戦略と中国の一帶一路戦略との間で、強みと弱みを補完するような連携の在り方を検討するほか、自由や人権の重要性に関する認識をインドとの間で共有できるよう働き掛けていくべきである。

#### 六、多国間協力の在り方

アジアの地域内協力について、ASEANを対等なパートナーとして重視し、十分な支援を行うとともに、その実効性について不断に検証しつつ、様々な手段による相手国への強力な働き掛けを行い、後退が懸念される民主主義や人権尊重など状況の改善を促すべきである。また、国際機関、NGOとの連携について、緊急人道支援等の効果的な展開のため、政策目的に沿って二国間、国際機関経由、NGO経由、PKOの四つの効果的な組合せについての新たな仕組みを検討すべきである。

#### 七、外交における議会の役割

参議院は、議員外交の戦略性を高めていくため、重要な外交交渉等の際に情報収集等を行う議員団の派遣を検討するとともに、欧米の民主化支援財団類似の仕組みを含め、本院がある程度の自立性を持って外交活動を行うために必要となる条件について、広範な視点から議論を行うべきである。